

今後は、福祉用具の利用に際して起こった重大製品事故について、事業者向け情報の中の給付関係にリンク先を設けますのでそちらを参照してください。よろしく願いいたします。

各都道府県・市町村介護保険担当者各位

平素より、介護保険行政の推進に、格段の御高配を賜り厚く御礼を申し上げます。福祉用具の利用に際して起こった重大製品事故については、繰り返し御連絡しているところですが、今般、標記について、消費者庁が公表した重大製品事故うち、車いす（入浴用）に関する事故について、経済産業省より情報提供がありましたので、ご報告いたします。

以下のURLの経済産業省のHP「製品安全ガイド」に公表情報を掲載しておりますので、ご確認の上、貴都道府県・市町村関連部局内、関係団体、事業者及び利用者等に幅広く情報提供いただくようお願いいたします。

福祉用具の使用に際しては、利用者の心身の状況や生活環境等に応じた選定がなされた上で、利用者が適切に使用するよう、継続的な使用状況の確認等、安全性を確保する措置を講じていくことが重要です。

福祉用具は、介護保険給付の対象種目としての使用、介護保険施設等の設備、備品としての使用等、様々な使用状況が想定されますが、いずれの状況においてもこれらの福祉用具が適切に使用され事故等の発生が防止されますよう御理解・御協力願います。

(経済産業省 製品安全ガイド)

http://www.meti.go.jp/product_safety/download/kouhyou100106_1.pdf

厚生労働省老健局振興課

福祉用具・住宅改修係

東京都千代田区霞が関1-2-2

TEL：03-5253-1111(内3985)

FAX：03-3595-2889
